

財政学 I

第11回

佐藤主光（もとひろ）

一橋大学政策大学院

税の帰結

税は政治？

- ▶ 「税は政治そのもの」？ ⇒ 帰結は経済そのもの
- ▶ 政治的に望ましくても、経済的に合理性に欠く税の経済的な帰結は望ましくない
= 非効率・不公平
- ▶ 税は政治の問題と割り切ることはできない！
- 経済学の視点 = エビデンス・ロジック
- 政治の視点 = 選挙・既得権益への配慮

税の帰結

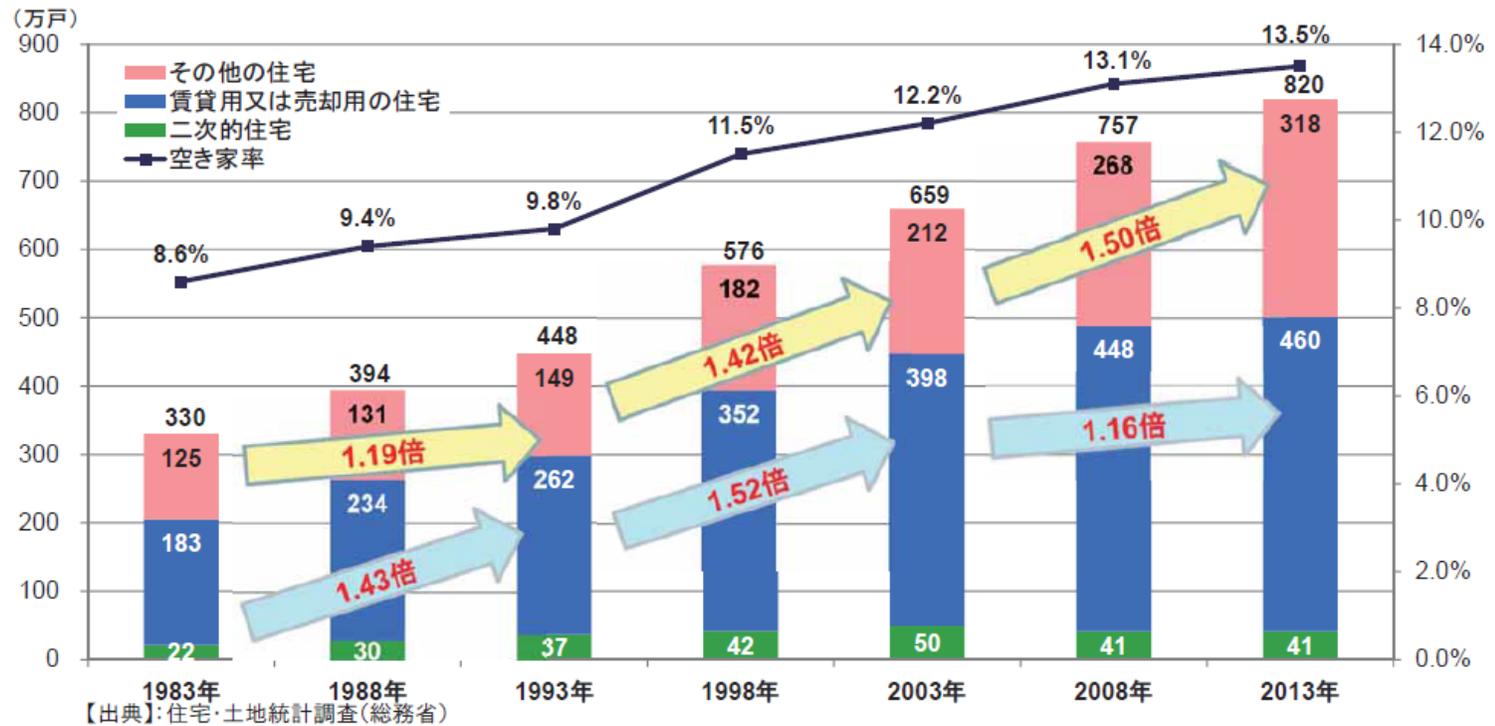
税目	要因	帰結	認識
固定資産税	小規模住宅への軽減措置	✓ 「空き家」の放置 ✓ 日本人の家は「うさぎ小屋」？	✓ 多死社会問題 ✓ 日本の狭い国土
車体課税	自動車税と軽自動車税で異なる課税基準	✓ 性能は同じでも軽自動車税が広く普及	✓ 軽自動車は地方の足・庶民の味方
酒税	ビールと発泡酒で異なる税率	✓ ビールの低迷と発泡酒の普及	✓ 消費者のビール離れ
法人税	高い実効税率	✓ 内部留保の積み上げ ✓ リスクを取らない経営？	✓ 乏しい経営能力
所得税	配偶者控除	✓ 103万円が 企業 の配偶者手当の基準に	✓ 税制上の壁はない ⇒ 「心理的」な壁？

参考：小規模住宅への優遇措置

空き家の種類別推移

「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号）の規定に基づき、市町村長が特定空家等（注1）の所有者等に対して周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告した場合は、当該特定空家等に係る敷地について**固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外**することとする。

✓注1：周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にある空家等

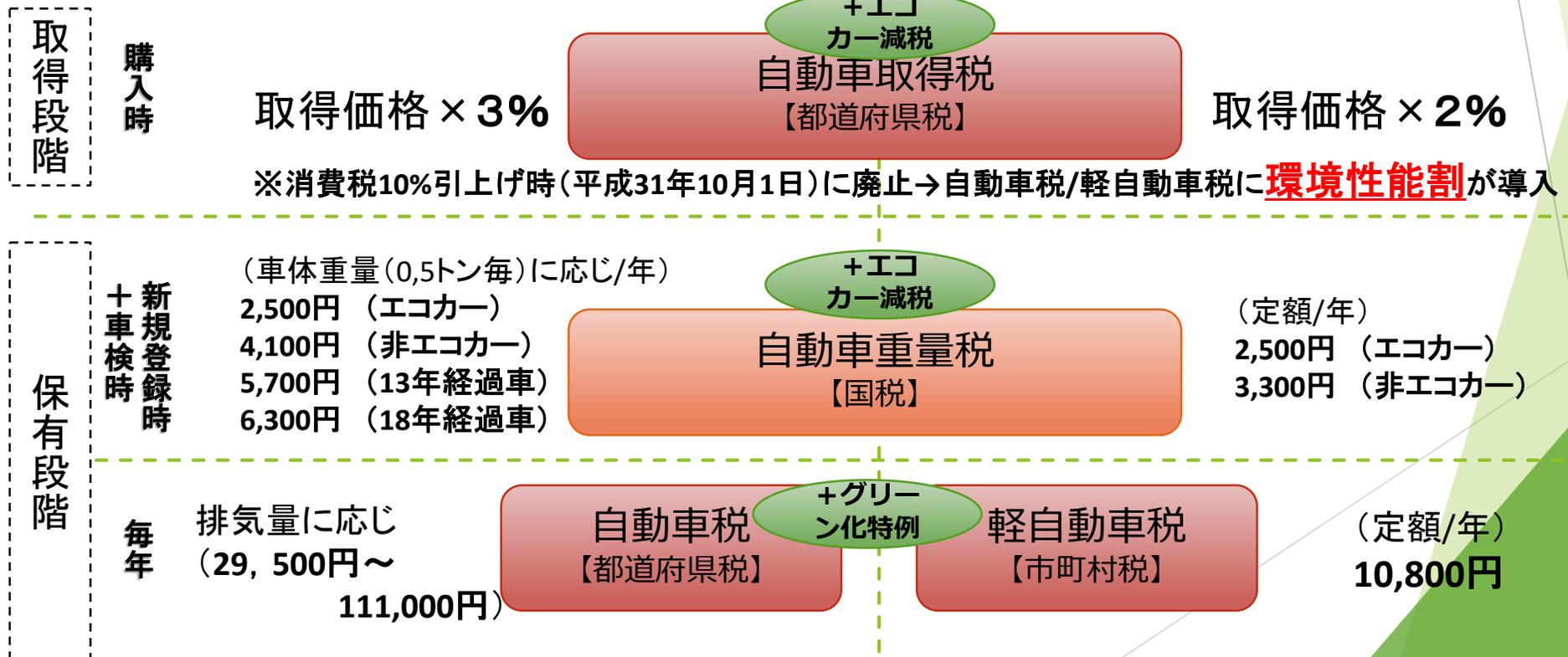


区分		固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	住宅の敷地で住宅1戸につき200m ² まで	評価額×1/6	評価額×1/3
一般住宅用地	住宅の敷地で住宅1戸につき200m ² を超え、家屋の床面積の10倍まで	評価額×1/3	評価額×2/3

参考：車体課税の概要

出所：経済産業省

- ①登録車と軽自動車で税額や課税方法が異なる。



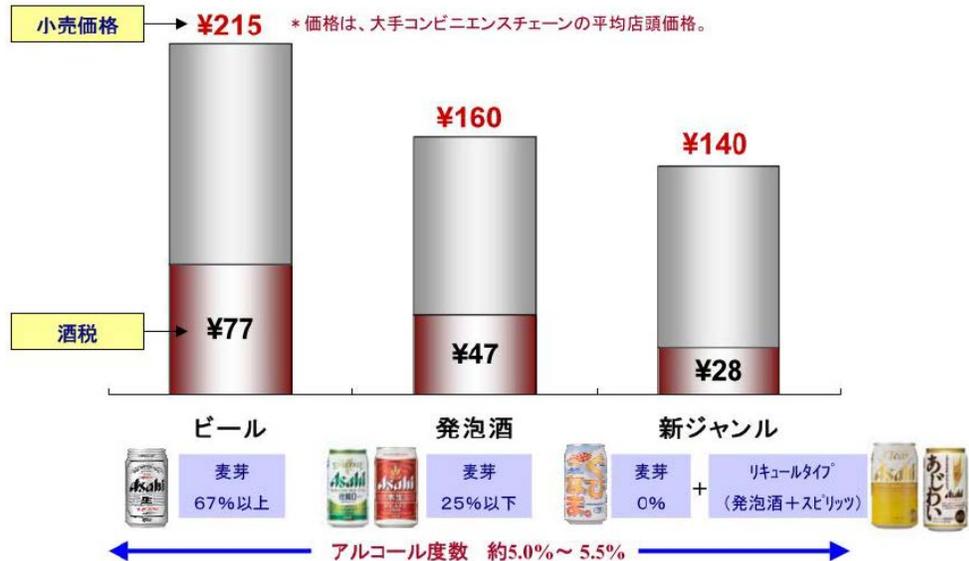
参考：酒税とビール

ビール税一本化、本格議論...政府・与党

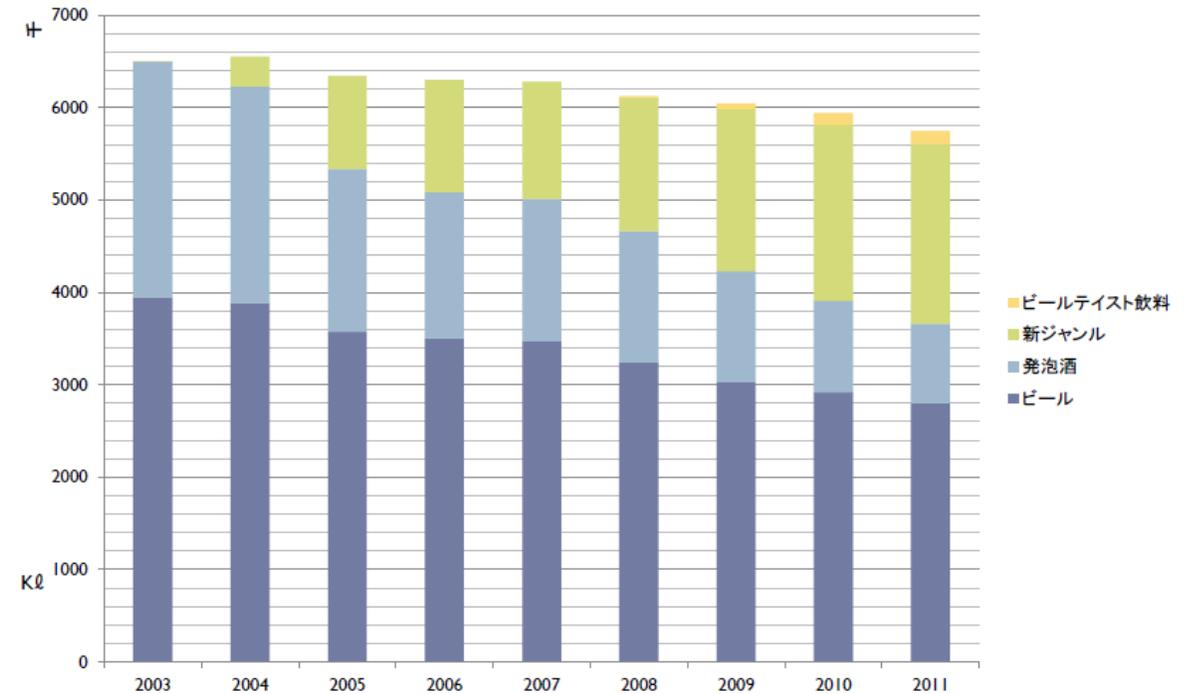
政府・与党は今秋から始める2017年度税制改正の議論で、ビール類の酒税の見直しを進める方針だ。ビール類の税額の55円程度への一本化や、ビールの定義拡大が主な論点。

毎日新聞2016年8月17日

■350ml当たりの酒税比較 (円)



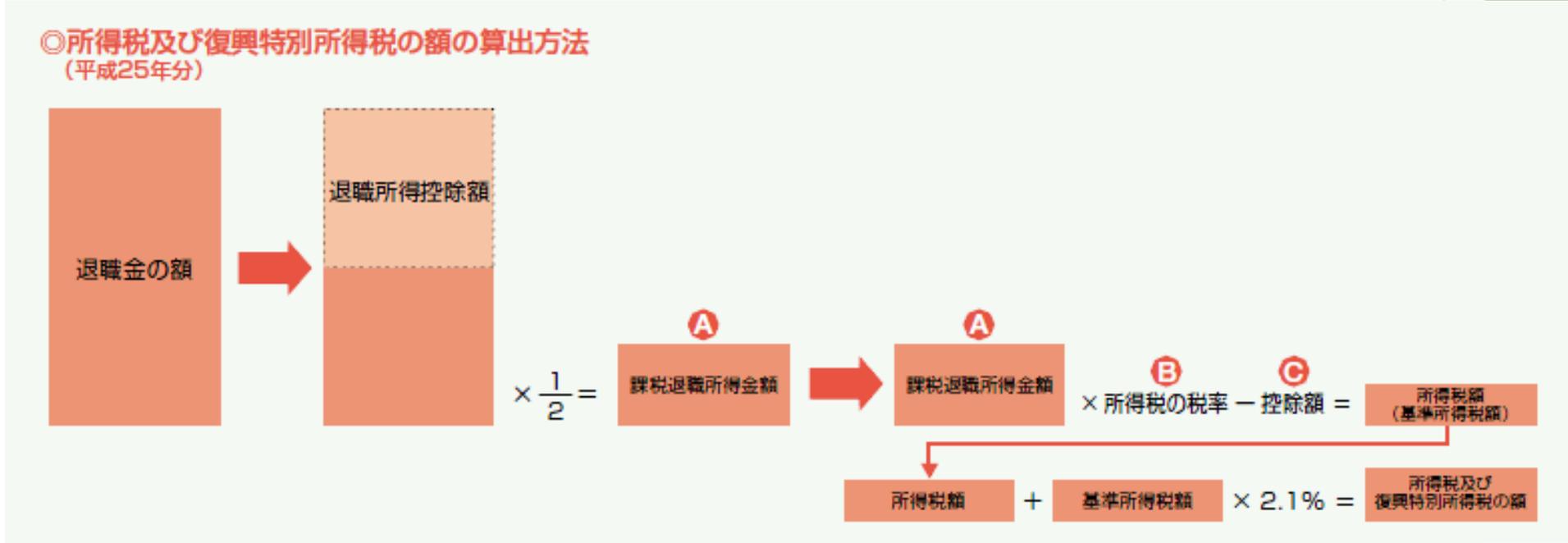
ビール業界 取扱量



▶ 酒税率の違い

⇒ビールから発泡酒等への代替効果を誘発？

参考：退職金課税



勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円 \times 勤続年数
20年超	800万円 + 70万円 \times (勤続年数 - 20年)

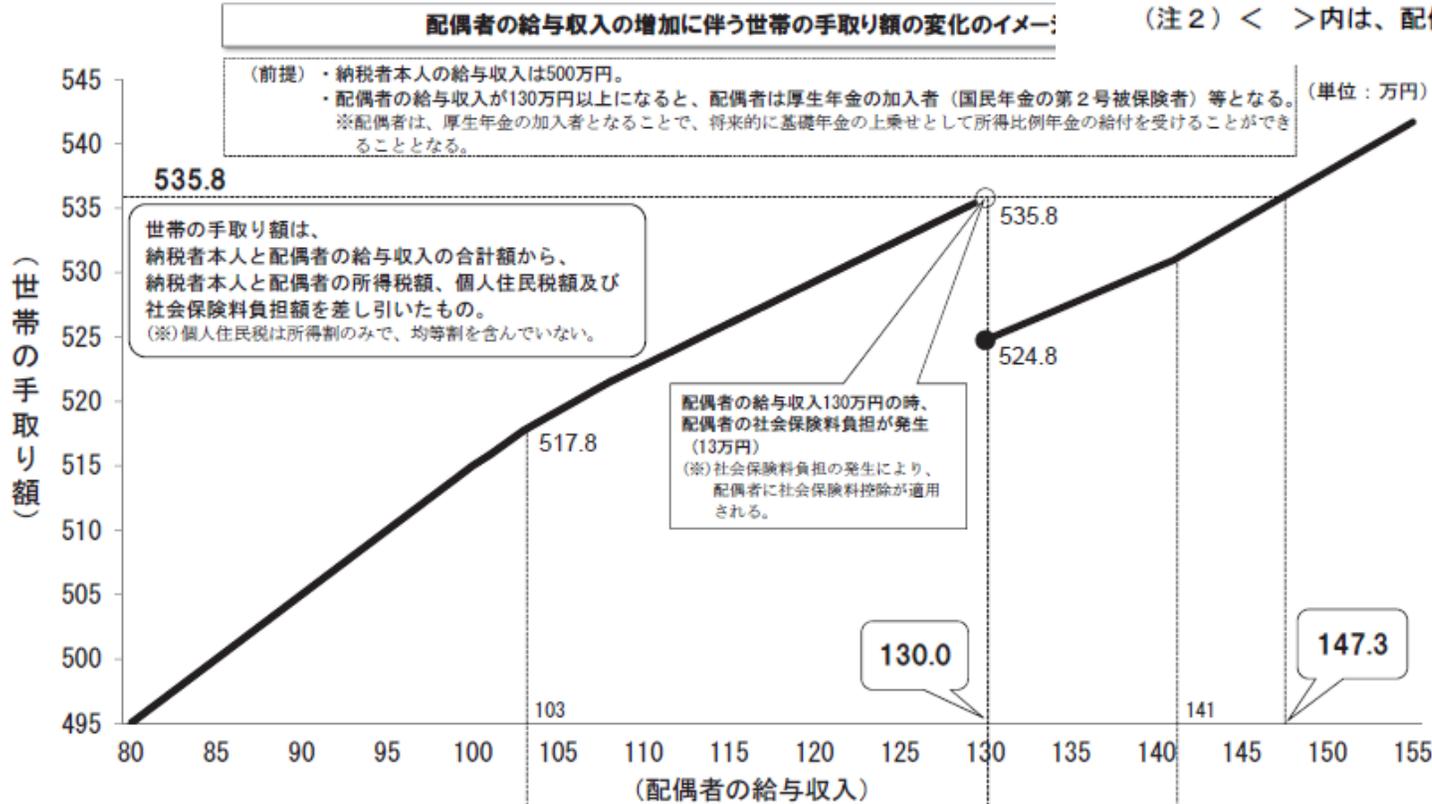
参考：配偶者の就労への壁

② 配偶者の収入による制限の状況

配偶者の収入による制限がある	収入制限の額			配偶者の収入による制限がない
	130万円	103万円	その他	
[84.9%]	<25.8%>	<68.8%>	<5.4%>	[15.1%]

(注1) []内は、配偶者に家族手当を支給する事業所の従業員数の合計を100とした割合である。

(注2) < >内は、配偶者の収入による制限がある事業所の従業員数の合計を100とした割合である。



(人事院「平成27年職種別民間給与実態調査」等により作成)



配偶者控除・特別控除は見直しへ

配偶者の給与収入	～103万円以下	103万円超～130万円未満	130万円以上～141万円未満	141万円以上～ (配偶者の限界税率が5%の場合)
世帯の手取り額の変化 (配偶者の給与収入増加 1万円当たり)	1万円(～100万円) 0.95万円(100万円～) ・配偶者の個人住民税負担が発生	0.67万円(平均値) ・配偶者の個人所得課税負担が発生 ・納税者本人の配偶者控除が適用されなくなり、配偶者特別控除が適用される(段階的に減額)	0.57万円(平均値) ・配偶者の社会保険料負担が発生 ・納税者本人の配偶者特別控除が段階的に減額	0.77万円 ・納税者本人の配偶者特別控除が適用されなくなる

税制入門

税制の一般論と経済学

一般論	経済学
制度の解説	課税の誘因効果
税制の歴史（例：シャープ勧告）	税負担の帰着
税制の理念 ✓ 福祉国家 V S 夜警国家論	税の機会コスト ✓ 逸失利益としての死荷重

課税の原則

▶ 望ましい税の原則（理論的・経験的に導かれた原則）

1. 公平性
2. 中立性
3. 簡索性

⇒ 税制評価・税制改革の指針

▶ 中立性は「税収中立」ではない！ ⇒ 中立性は課税が経済活動（＝成長、市場メカニズム）を可能な限り阻害しない

▶ 簡索性

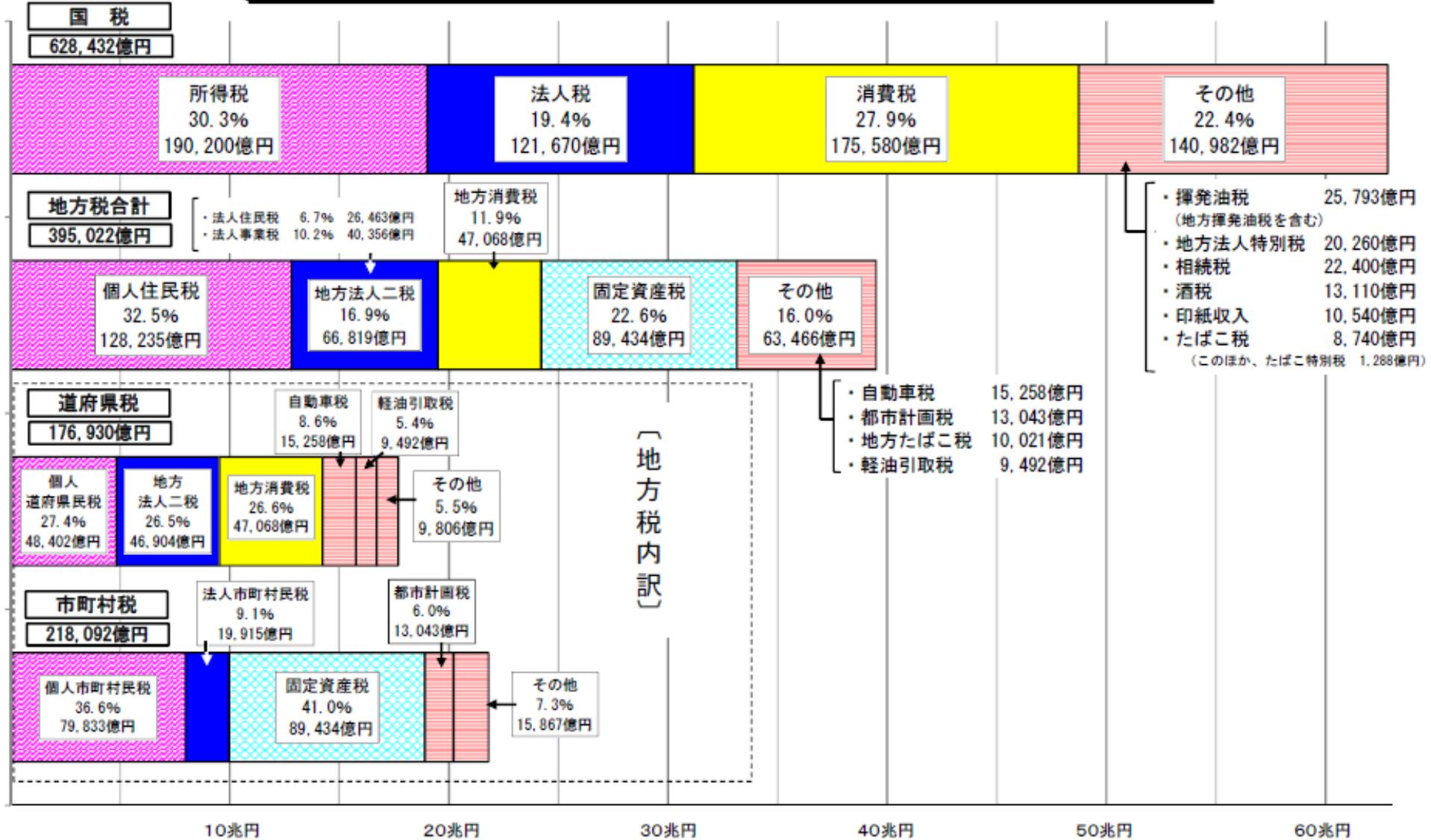
＝税の仕組みが納税者にとって分かりやすいこと

＝納税・徴税に伴うコストが低いこと

制度の視点：主な国税・地方税

		所得課税	消費課税	資産課税等
国		所得税 法人税	消費税 揮発油税 酒税 たばこ税 自動車重量税 石油ガス税等	相続税 登録免許税等
地方	道府県	法人事業税 個人道府県民税 法人道府県民税 道府県税利子割 個人事業税	地方消費税	不動産取得税
			自動車税	
			軽油引取税	
			自動車取得税 道府県たばこ税	
	市町村	個人市町村民税 法人市町村民税	市町村たばこ税	固定資産税
			軽自動車税	都市計画税 特別土地保有税 事業所税

国税・地方税の税収内訳（平成30年度予算・地方財政計画額）



(注) 1. 各税目の割合は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。

税の特殊性

- ▶ 「税」とは国民から「政府」（国・地方自治体）に対する「支払い」
⇒しかし、市場で財・サービスを購入する対価としての価格とは異なる
- ▶ 受益に応じて負担を自由に選択できるわけではない≠ 効用最大化（消費者主権）
- ▶ 市場取引 = 契約関係 ≠ 納税の義務

表：市場取引と税負担の違い

	市場取引	税負担
強制力の有無	自発的	強制的
受益と負担の関係	密接に関連	関連が希薄 ⇒ 所得再分配
支払い額の選択	購入量は個人が自由に選択	政治的（集合的）に選択＝個々人が自由に選べるわけではない。

課税への反応

- ▶ 税に対する個人（経済主体）の反応は多層的
 - ✓ 公共選択 = 課税の決定 ⇒ 有権者として反応
 - ✓ 私的選択 = 課税下での経済活動の決定 ⇒ 納税者として反応

	納税者の反応	財政への影響	例
公共選択	課税の趣旨（社会連帯・応益性）への理解	考慮 ✓政府の予算制約（収支）を勘案	社会保障制度や将来世代のためにも消費税増税はやむを得ない
私的選択	自己利益を追求	考慮しない ✓自分の納税額と社会保障等公共サービスをリンクさせない	掛け込み需要 課税逃れ（消費の抑制等）

富裕層による課税強化に関する発言

1 アメリカ「超高所得者層への甘やかしの停止」(ウォーレン・バフェットの手記)

高所得者はキャピタルゲインへの軽減課税により、給与所得者よりも個人所得税の実効税率が低いことを示した上で、以下の提言。

- － 所得 100 万ドル以上の高所得者(約 24 万人)に対する配当・キャピタルゲインを含めた課税強化
- － 所得 1,000 万ドル以上の高所得者に対し、所得 100 万ドル以上(約 8 千人)の高所得者よりも高率の課税

(出典)「Stop Coddling the Super-Rich」(The New York Times 8月 14 日)

2 フランス「我々に課税せよ」(リリアン・ペタンクール(ロレアル創業者の娘)等 16 人の嘆願)

ユーロ圏の各国を襲った経済危機からフランスが抜け出すための支援手段として、「特別貢献税」の導入を要求。ただし、その税率は、資本流出や脱税のような経済的影響を回避するため、「適正な割合」にすべきであるとしている。

(出典)「L'appel de très riches Français : "Taxez-nous !"」(Le Nouvelle Observateur 8月 25 日)

3 イタリア ルカ・ディ・モンテツェモロ(イタリア フェラーリ社長)の発言

政府の資産売却及び議員の特典減少により政府が現金を確保することを前提として、国民からの貢献が必要となること、貢献の要請を中所得者に行うことは恥ずべきことであるから、高所得者層に要請を行うべき。

(出典)「Tax us more, say wealthy Europeans」(the guardian 8月 29 日)

4 ドイツ「財産税のための富裕層の集まり」(ドイツの富裕層から構成されるグループ)

富裕層と貧困層の格差拡大を阻止するため、メルケル首相に対し、貧困層に影響のある歳出削減という措置ではなく、富裕層への課税強化により公的債務を削減するよう要請。

また、マニフェストには、50 万ユーロ以上の資産に対する5%の課税(2年間の時限措置)等により 1,000 億ユーロの歳入増を行う旨が記載。

(出典)「Tax us more, say wealthy Europeans」(the guardian 8月 29 日)

仏「税率75%」避け富裕層脱出

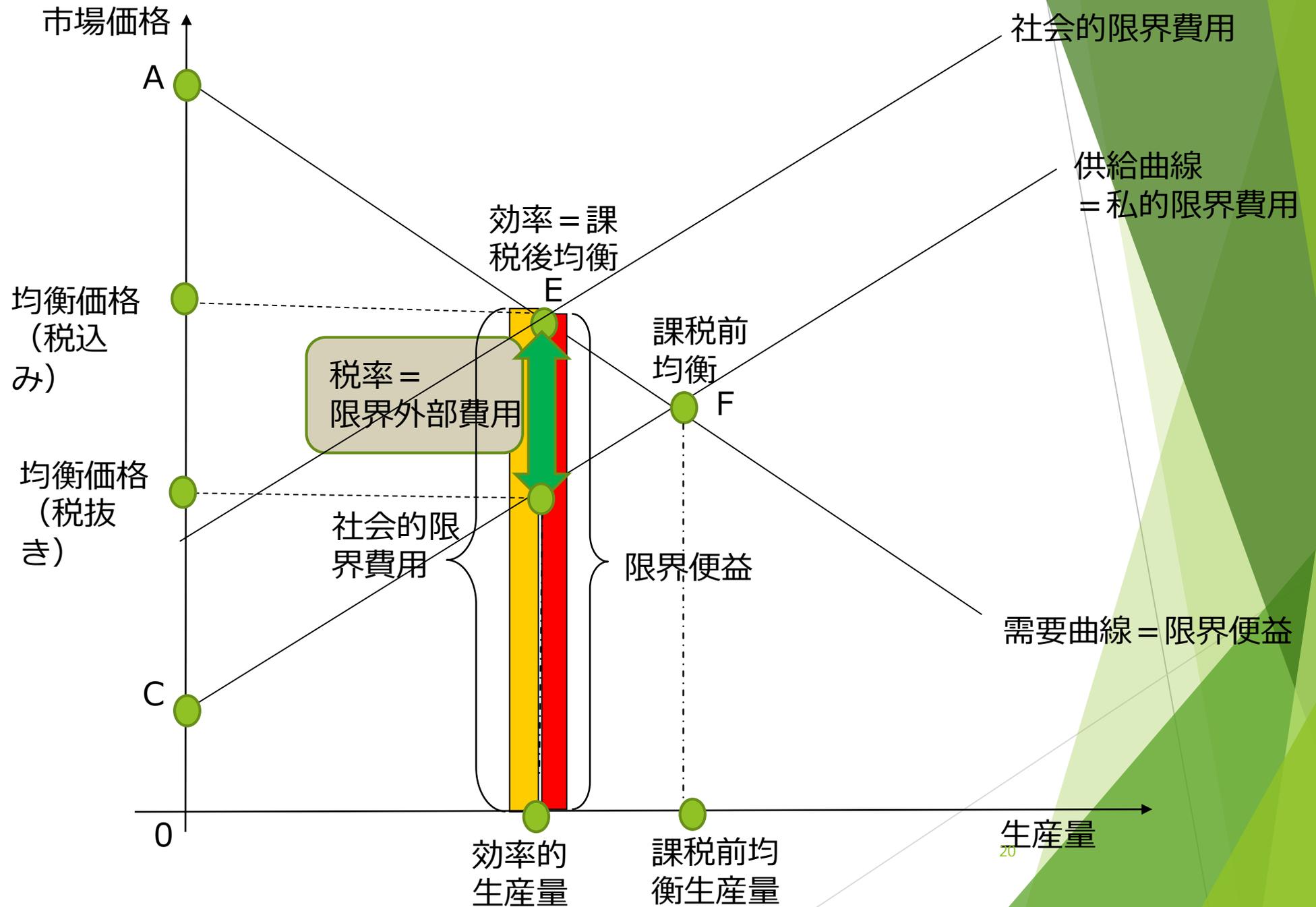
- ▶ フランスのオランド政権は所得税の最高税率を75%に大幅に引き上げる増税案を修正する方向で検討に入った。重い税負担を嫌って富裕層が外国籍を取得する「国外脱出」が相次ぐうえ、違憲判決も下ったからだ。
- ▶ 昨年5月に発足したオランド政権は、富裕層から低所得者への所得再配分を掲げる。2013年からは2年間の時限措置で年収100万ユーロ（約1億1500万円）を超える個人の所得税率を、現行の約40%から一気に75%に引き上げる案を示した。
- ▶ 企業経営者や富裕層の多くが脱出先に選ぶのが隣国ベルギー。12年中にベルギー国籍を申請したフランス人は126人と、前年から倍増した

日本経済新聞2013/1/9

税の機能

		改革の狙い	例
消極的機能	公共支出（財・サービス供給）の財源確保	税の「財源調達能力の回復」	所得税の課税ベース拡大 消費税の充実
積極的機能	経済活動の誘導 ✓ 「誘因づけ」	✓ 「市場の失敗」の矯正 ✓ 経済成長・活性化の促進	環境税の創設 政策税制（租税特別措置）等

図表3

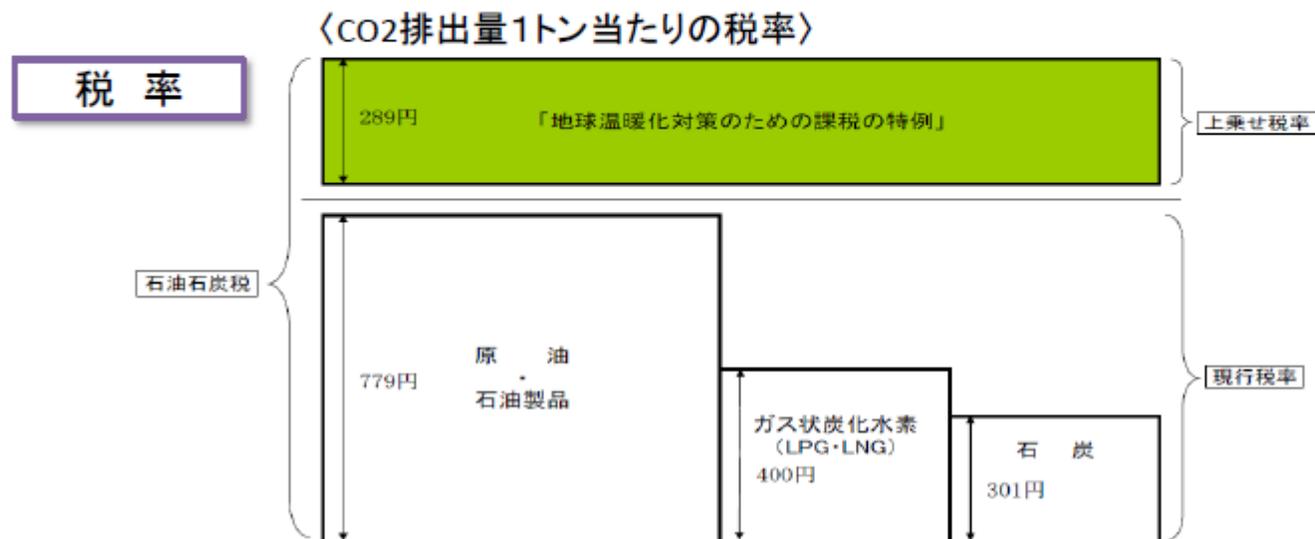


欧州諸国におけるエネルギー税制による地球温暖化対策の概要

	フィンランド*	ノルウェー*	スウェーデン	デンマーク	オランダ*		イギリス		ドイツ		イタリア*	フランス
税目	炭素税	炭素税	炭素税	炭素税	燃料税 (旧一般燃料税)	エネルギー税 (旧燃料規制税)	炭化水素油税	気候変動税	エネルギー税 (旧鉱油税)	電気税	鉱油税	石炭税
主な課税物件												
ガソリン	○	○	○	○	—	—	○	—	○	—	○	—
灯油	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—	○	—
軽油	○	○	○	○	—	○	○	—	○	—	○	—
重油	○	○	○	○	—	—	○	—	○	—	○	—
石炭	○	—	○	○	○	—	—	○	○	—	○	○
LPガス	—	—	○	○	—	○	○	○	○	—	○	—
天然ガス	○	○	○	○	—	○	○	○	○	—	○	—
電力	—	—	—	○	—	○	—	○	—	○	—	—
課税対象とされる 主な用途	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	事業・家庭用	交通・事業・ 家庭用	事業用のみ	交通・事業・ 家庭用	交通・ 事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	事業用のみ
課税段階 (納税義務者)	製造・輸入	製造・輸入	製造・輸入	製造・輸入 (電力は供給)	製造・輸入	製造・輸入 (電力は供給)	製造・輸入	供給	製造・輸入	供給	製造・輸入	製造・輸入
施行時期	1990年導入 (既存のエネルギー税を改組)	1991年導入 (既存のエネルギー税に 上乘せ)	1991年導入 (既存のエネルギー税に 上乘せ)	1992年導入 (既存のエネルギー税と は別に導入)	1992年 (既存の一般燃料課徴金を旧 一般燃料税に改組)	1996年導入 (追加課税)	1993~99年 (税率の大幅な引上げ)	2001年導入 (課税対象の拡大)	1999年 (2003年まで段階的に税率 引上げ)	1999年導入 (課税対象の拡大・ 2003年まで段階的に税率 引上げ)	1999年 (2005年までに段階的に税率 引上げ)	2007年導入 (既存のエネルギー税とは別 に導入)¥

「地球温暖化対策のための税」について

- 全化石燃料に対してCO₂排出量に応じた税率(289円/CO₂トン)を上乗せ
- 平成24年10月から施行し、3年半かけて税率を段階的に引上げ
- 税収は、我が国の温室効果ガスの9割を占めるエネルギー起源CO₂排出抑制施策に充当



税 収

初年度: 391億円 / 平年度: 2,623億円

➡ 再生可能エネルギー大幅導入、省エネ対策の抜本強化等に活用

出所: 環境省資料

平成24年10月1日から「地球温暖化対策のための税」が段階的に施行されており、平成26年4月1日からは2段階目の税率が適用

参考：二重の配当

- ▶ 全ての税が「歪み」（＝経済活動を非効率）をもたらすわけではない
 - ✓ 税の歪み＝課税のコスト
 - ▶ 市場が失敗している（個人の誘因が歪んでいる）とき、課税は均衡（個人の意思決定）を矯正する機能を持つ
- ⇒効率性の改善＋税収の確保＝「二重の配当」

例	市場の失敗	原因
環境税	公害・地球温暖化	外部コスト 個人の不合理な選択行動
たばこ税	健康の悪化 ⇒医療費の増加・労働力の低下	
ポテトチップ税？	カロリーの過剰摂取	

税の負担

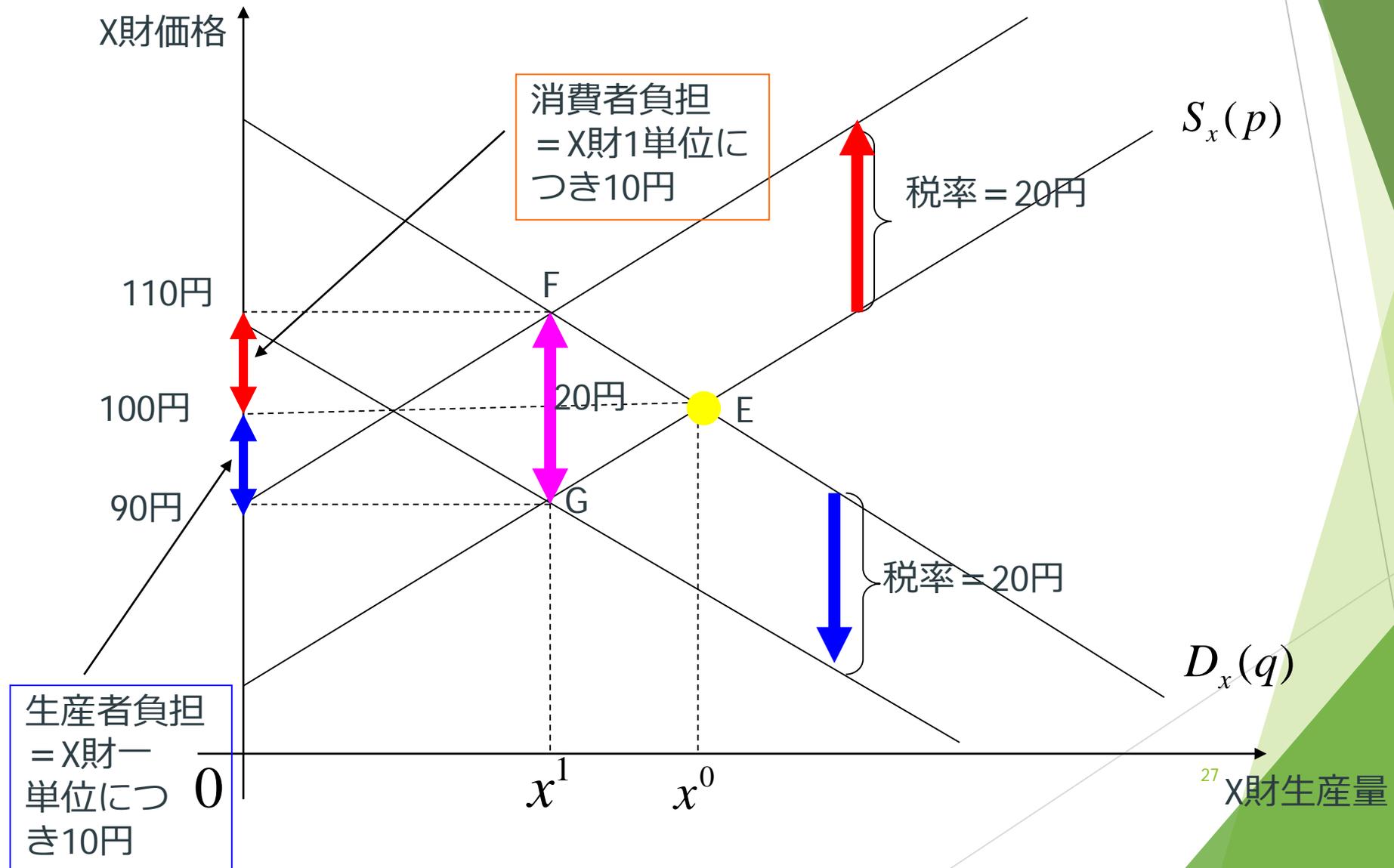
税負担の帰着

- ▶ 法律（制度）上、税を負担することになっている主体が経済的に税を負担するとは限らない
- ▶ 税負担の転嫁⇒税の帰着問題
- ▶ 経済的税負担 = 課税による支払う価格の上昇、受け取る対価（例：賃金など）の下落
- ▶ 税の経済的帰着は法律上の条文や制度の理念・意図ではなく、市場の構造（= 価格弾力性）に依存して決まる。
⇒市場の構造（需要・供給の価格弾力性 = 経済主体の反応（誘因））への理解が不可欠

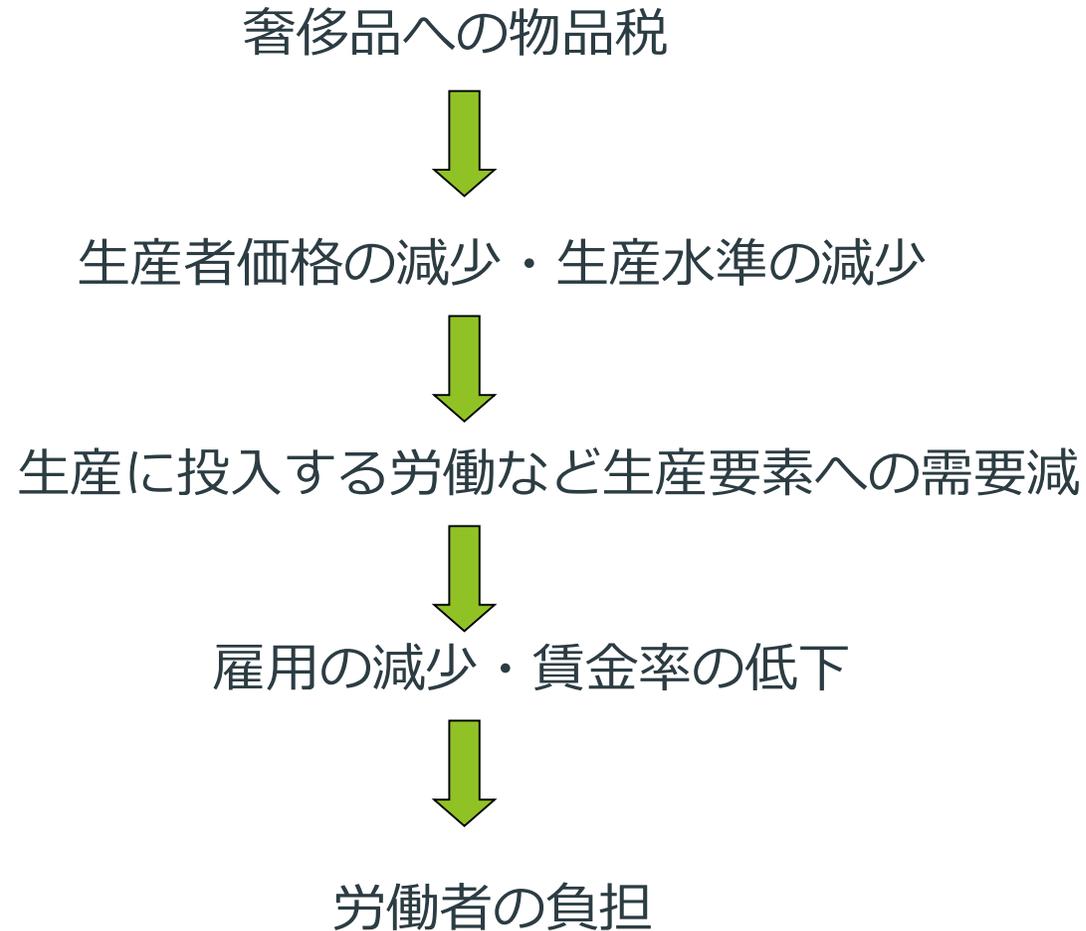
税の負担：法律対経済学

誰の負担？	法律学	経済学
直接税＝所得税・法人税	納税者＝個人・企業	市場構造(価格弾力性)によって税は転嫁
間接税＝物品税など	消費者	⇒ 税の支払い≠税の負担

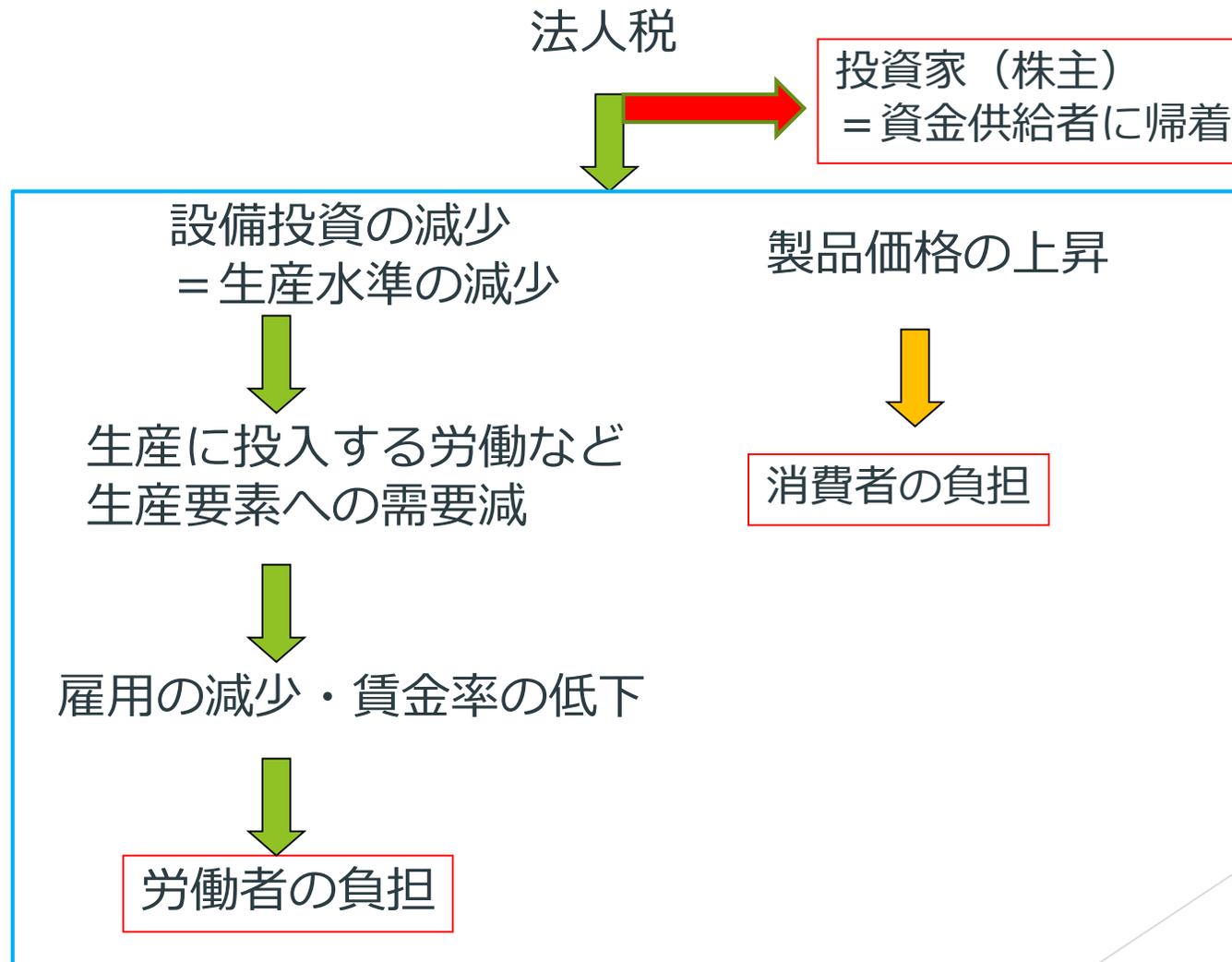
市場均衡の変化（例）



税負担の帰着の一般均衡

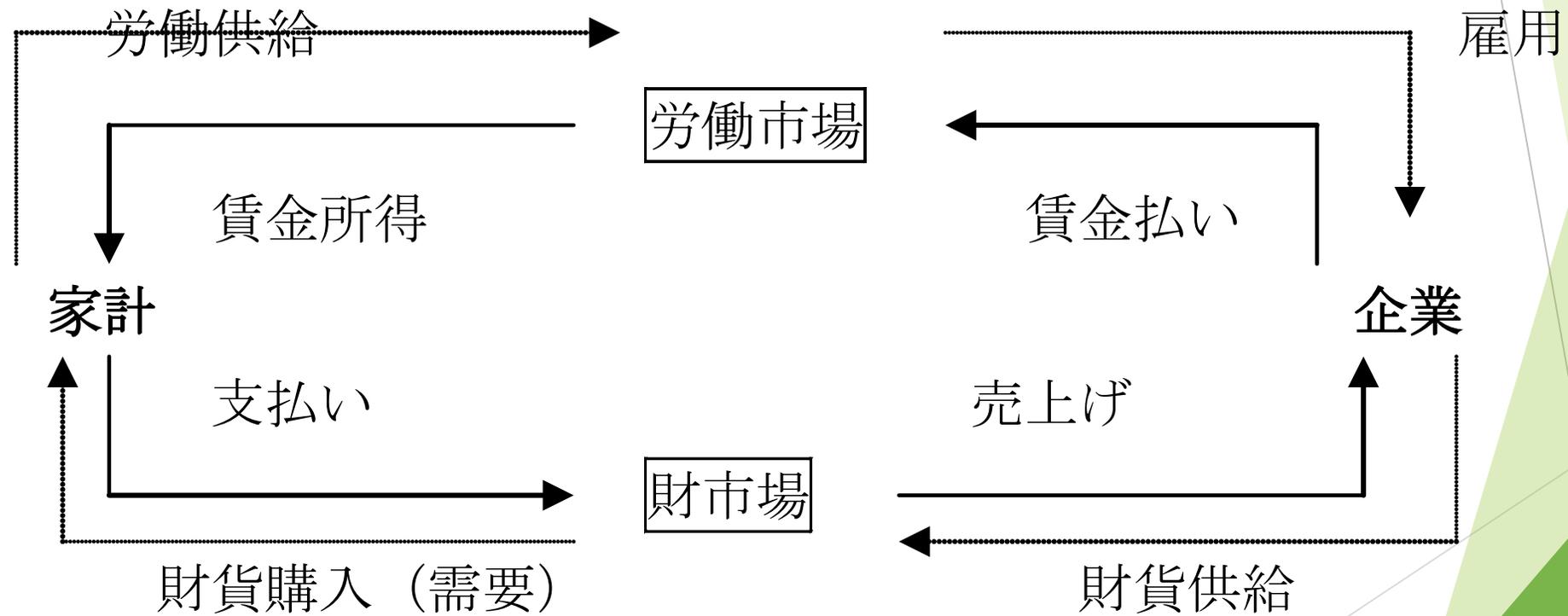


法人税負担の帰着の一般均衡



参考：財市場と労働市場（経済循環図）

図 9



税等価という考え方

- ▶ 税等価 = 制度的には異なっても同じ経済効果を有した税
- 「制度」ではなく、「帰結」に着目した税の分類化

➤ 税等価あれこれ

税目	税等価
消費税（付加価値税）	賃金所得税 (部分的に) 外形標準課税
社会保険料	(正規雇用) 賃金所得税
社会保険料・事業主負担	社会保険料・労働者負担
法人税	消費税 + 賃金所得税 + 資本所得税
補助金 = 配る (ばら撒き)	税額控除 = 取らない (減税)

消費税 = 所得税

- ▶ 家計の予算制約式

$$\Rightarrow (1+t)p_x x + (1+t)p_y y = I$$

$$p_x x + p_y y = \frac{1}{1+t} I = \left(1 - \frac{t}{1+t}\right) I$$

- ▶ 税率 t の消費税は税率 $t/(1+t)$ の所得税と「税等価」
⇒ 同じ経済・誘因効果
- ▶ ただし、この所得税は「累進的」ではない。
- ▶ 直感：所得は（いずれかの時点で）消費される

消費税 = 生涯所得税

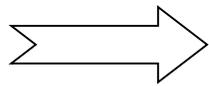
今期の賃金所得の他
親からの相続、過去に
蓄積した資産を含む

$$(1+t)C_1 + (1+t)\frac{C_2}{1+r} = I_1 + \frac{I_2}{1+r}$$

今期の消費
(税抜見)

将来消費の現在価値

生涯所得 (課税前)



$$C_1 + \frac{C_2}{1+r} = \left(1 - \frac{t}{1+t}\right) \left(I_1 + \frac{I_2}{1+r}\right)$$

所得税率

資本 (利子) 所得は
非課税

課税のコスト入門

課税のコスト

- ▶ 納税者が政府に支払う税 = 民間部門から政府部門への所得（資源）の移転
⇒ 経済（全体）から資源は失われていない ⇒ 経済学の観点から課税の効率費用ではない
- ▶ 課税による逸失利益 = 課税によってさもなければ実現していた経済活動（投資、消費等）からの付加価値
⇒ 課税の効率費用

課税のコスト	会計	経済学
納税者の支払い	○	X
失われた付加価値	X	○

課税のコスト（例）

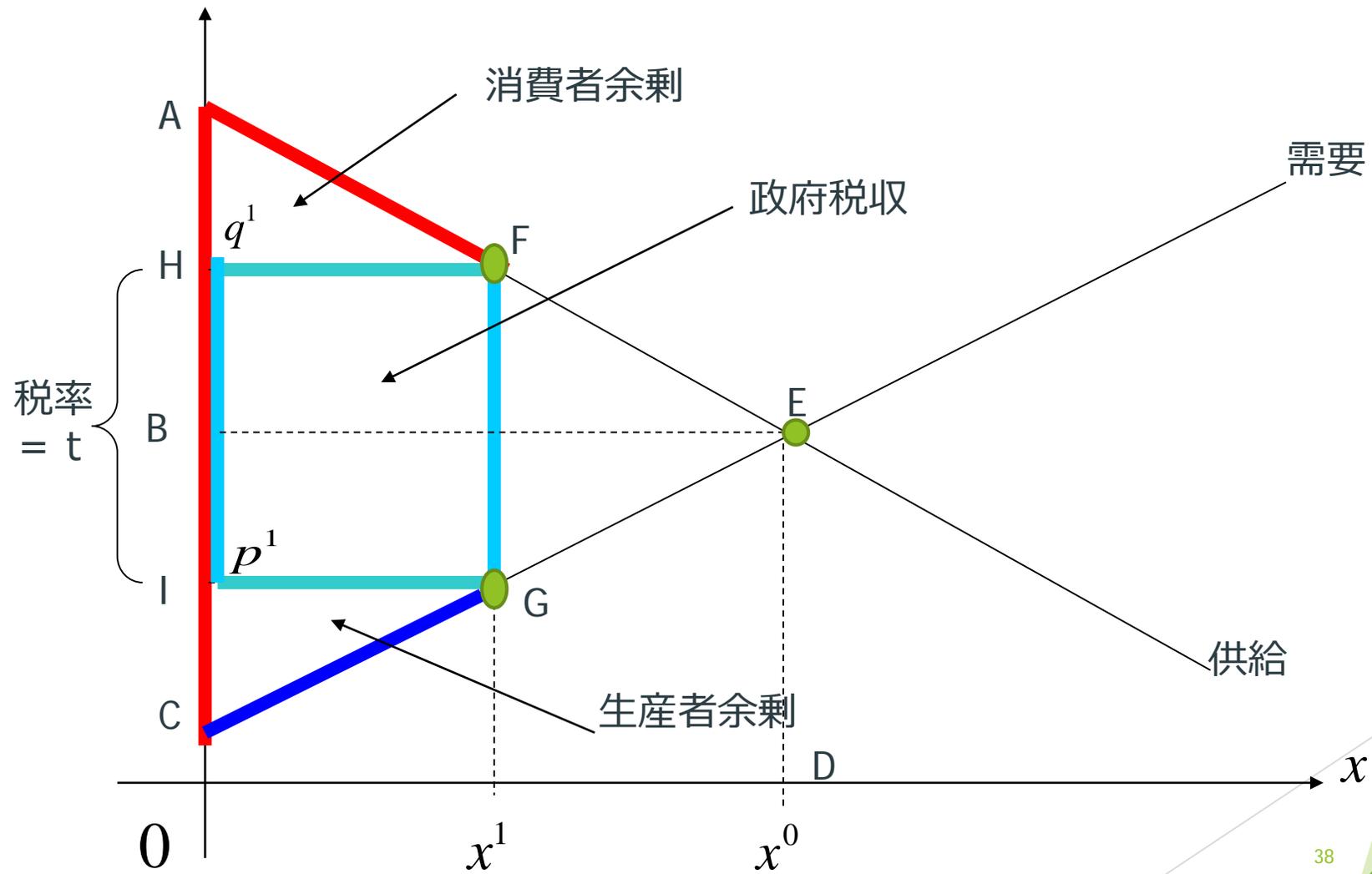
		事業A	事業B
(1) 収益		5億円	3億円
(2) 投資コスト		2億円	2億円
(3) 課税前利潤(付加価値) = (2) - (1)		3億円	1億円
(4) 法人税 = 40% X 収益(1)		2億円	1億2千万円
(5) 課税後利潤 = (3) - (4)		1億円	マイナス2千万円
企業の選択	課税前	実施	実施
	課税後	実施	実施せず
課税による逸失利益		ゼロ	1億円

課税のコスト（その2）

課税のコスト	会計上	経済的コスト
事業A	法人税支払い =2億円	なし
事業B	なし	1億円

↓
課税の歪み

課税の超過負担



課税の超過負担（その2）

	課税前	課税後
消費者余剰	A B E	A H F
生産者余剰	B C E	C G I
政府税収	ゼロ	F G H I
社会的余剰	A C E	A C F G

超過負担 = 社会的余剰の減少分
= E F G
= 効率水準 - 課税後均衡

参考：超過負担と価格メカニズム

▶ 復習：価格メカニズム = 「情報伝達機能」

▶ 課税前

✓ 消費者価格 = 消費者のニーズ (限界便益)

✓ 生産者価格 = 生産の機会コスト (限界費用)

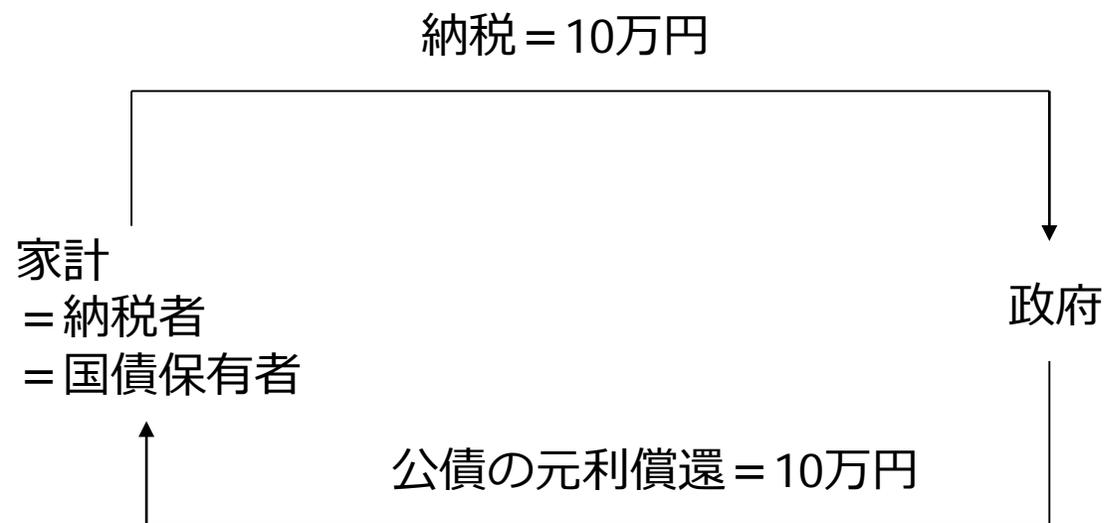
▶ 課税後

✓ 生産者の認知する価格 = 消費者価格マイナス税 ≠ 消費者ニーズ

✓ 消費者の認知する価格 = 生産者価格プラス税 ≠ 生産コスト

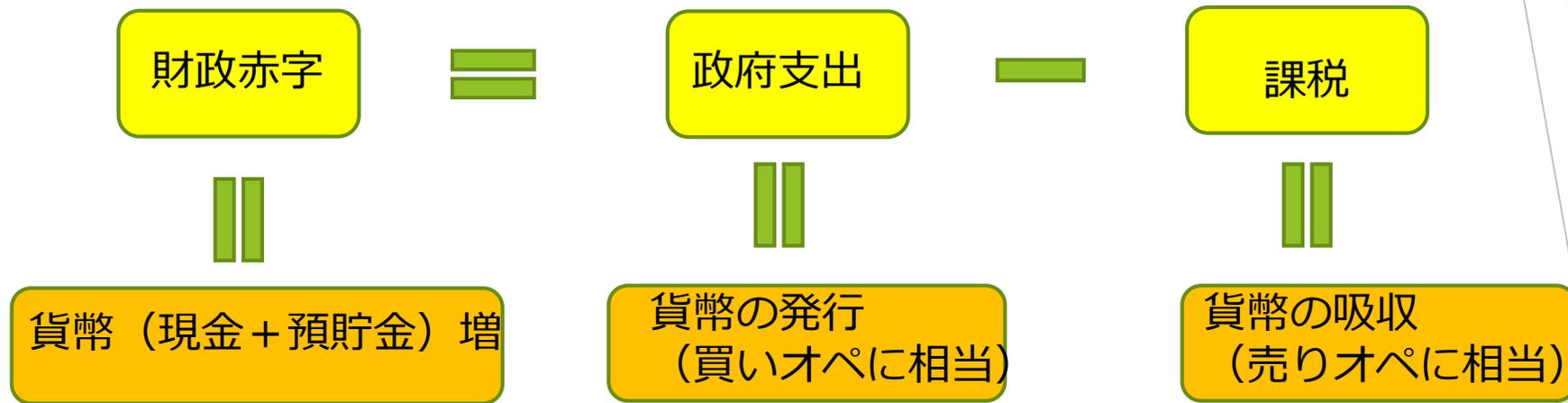
⇒取引当事者に正しい情報を伝達していない

公債償還の経済コスト



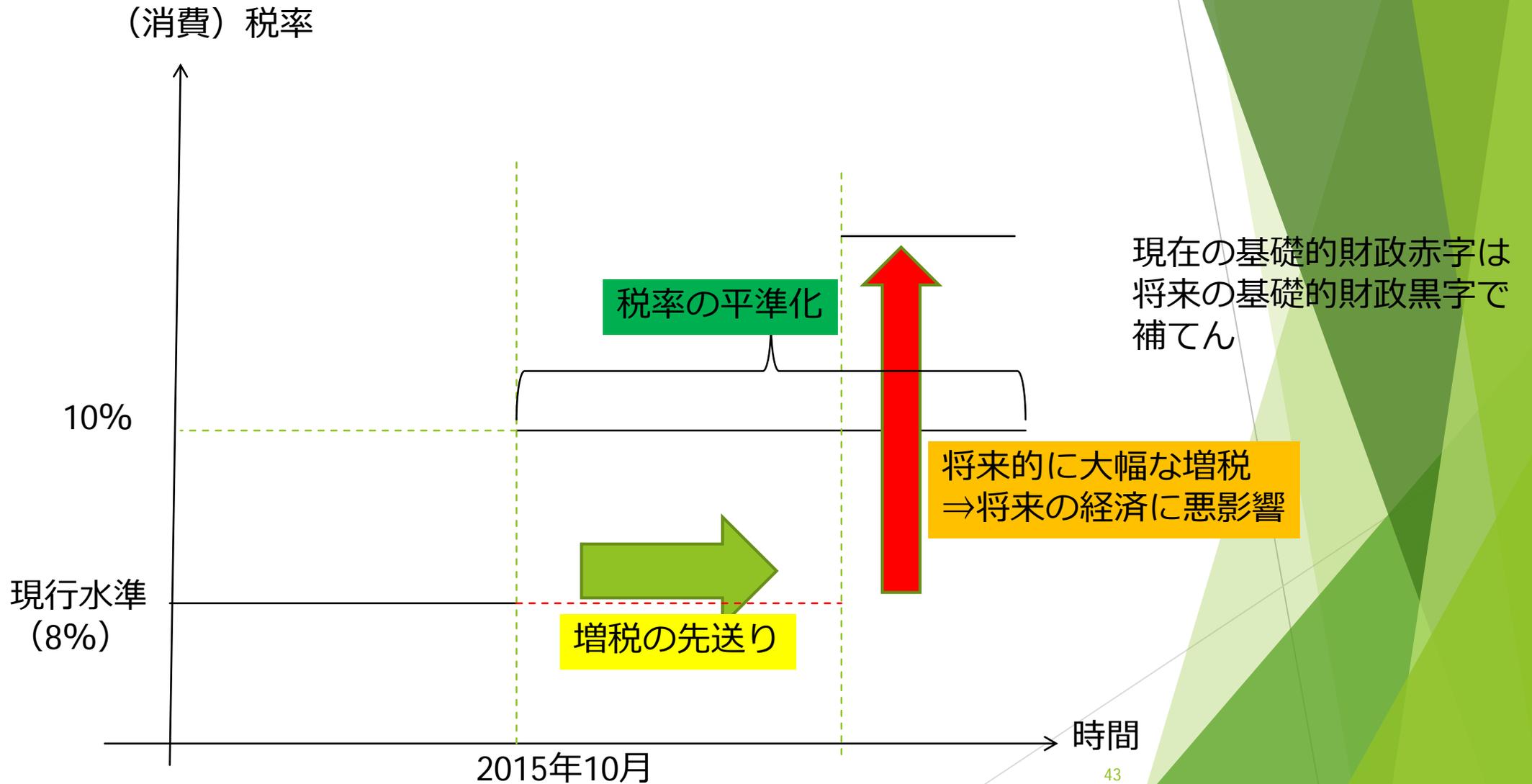
納税者の負担	10万円 (= 納税) + 超過負担
家計への所得移転	10万円
家計の購買力	変化なし ⇒ 「右から左のポケットへのお金の移動」
ネットの経済(効率)ロス	超過負担 = 税に起因する非効率

MMTの世界：課税 = 貨幣の回収？



- 貨幣の回収 = 課税過程における超過負担を無視
⇒ 一括税（定額税）を前提？

参考：増税の先送りの「機会コスト」



何故消費税か？

消費税とは何か？

- ▶ 消費税とは消費に対する課税である⇒名前がそうだから・・・
- 欧州諸国での名称は「付加価値税」
- 消費税は消費者が負担（だから逆進的）
- 制度上、消費税は「中間生産者」からも取られている（生産・流通の各段階で課税）
⇒みかけ（執行）は企業課税に近い
- ✓ 課税ベース = 売上 - 仕入れ



何故消費税か？

- ▶ 「消費税は、高い財源調達力を有し、税収が経済の動向や人口構成の変化に左右されにくく安定していることに加え、勤労世代など特定の者へ負担が集中せず、経済活動に与える歪みが小さいという特徴を持っている」

社会保障・税一体改革大綱（2012年2月17日閣議決定）

視点	消費税の特徴
財政の健全化	高い財源調達力 ✓ 税率1% = 約 2兆 5千億円
世代間不公平の改善	高齢（退職）世代にも課税 ⇔ 社会保険料 = 勤労世代に負担が集中
地方財政	税収は安定的・地域間偏在性が少ない

何故消費税か？

●経済学の視点 = 税の経済的帰結を重視

⇒「経済活動に与える歪みが小さいという特徴」を担保する消費税の仕組みが重要

消費税の性格	経済的帰結
仕入れ税額控除	税負担が生産過程に堆積しない ⇒経済活動を損なわない
仕向地主義課税	輸入品課税・輸出品ゼロ税率 ⇒税負担と国際競争力の遮断 ⇒国内の財政需要の充足と国際競争力の確保の分離

課税と国際競争力

	法人税・社会保険料 = 源泉地主義課税	消費税 = 仕向け地主義 課税
課税地	日本	日本
輸出品	税負担が製品価格を 引き上げ	税負担は還付
輸入品	非課税	課税



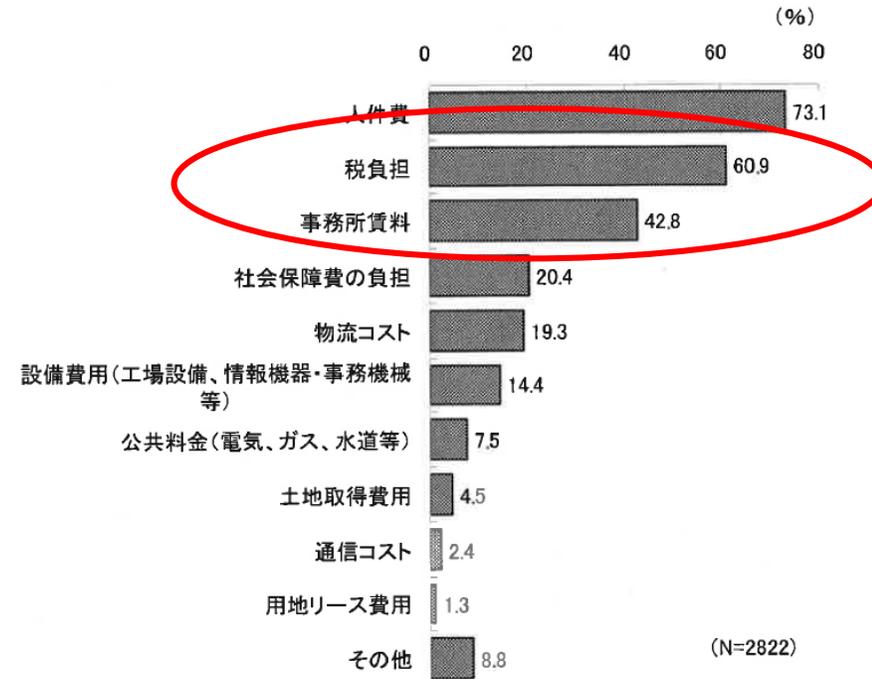
企業の誘因
= 税負担の低い海外
で生産・日本に輸
入・第3国に輸出



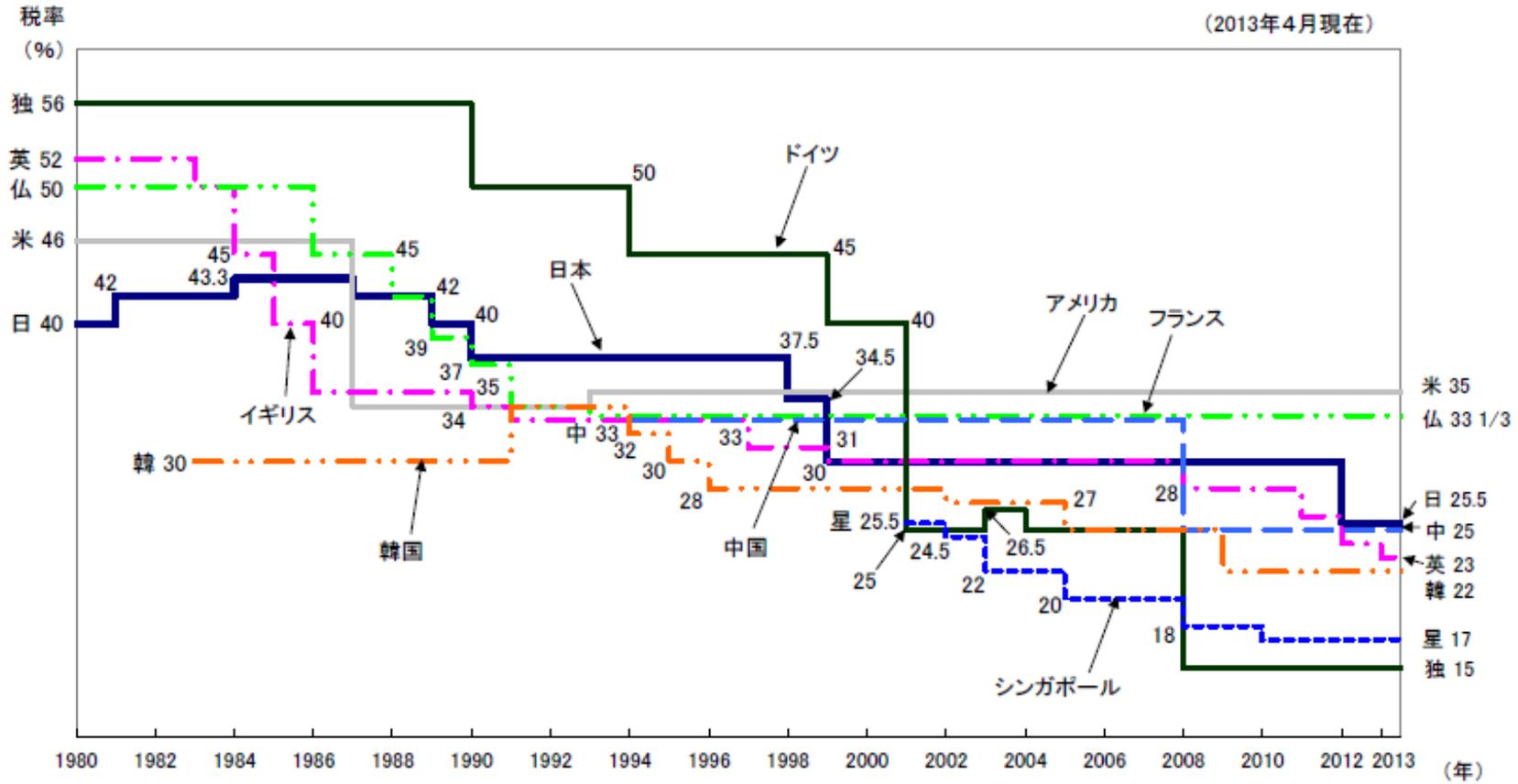
税負担は国内で
完結・国際競争力
に影響せず

外資系企業が日本で事業を行う上での阻害要因

12-1 図 ビジネスコストにおける阻害要因（複数回答：上位3つまで）



主要国の法人税率(基本税率)の推移



出所：政府税制調査会

軽減税率

出所：諸外国の付加価値税【2008】

英国 標準税率 = 17.5%	ゼロ税率 = 食料品 ・ ケータリング、レストランでの飲食、 温かい食べ物 のテイクアウトは除く。 ・ 菓子、酒、飲料（水を含む）、ジャガイモ製品、自家用酒製造用パックは標準税率 ・ 飲料でも茶、ココア、コーヒー、牛乳はゼロ税率
ドイツ 標準税率 = 19%	7%税率 = 飲食料品 ・ レストランでの飲食 は除く
フランス 標準税率 = 19.6%	税率5.5% = 水（ソフトドリンクを含む）・ 人用の食料 ・ 菓子、 植物性脂肪 、チョコレート、キャビア、レストランでの食事を除く。
カナダ 標準税率 = 5%	ゼロ税率 = 基礎的飲食料品 ・ 酒、ソフトドリンク、菓子、温められた飲食料品、自動販売機で販売される飲食料品、 レストランでの食事を除く

カナダのドーナツクラブ

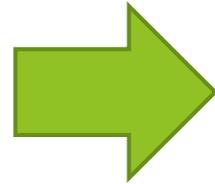
税制メールマガジン 第36号2007/2/6

- ▶ カナダでは、食品に適用される税率はゼロ。つまり、消費者から見れば付加価値税はかかりません。他方で、レストランなどでの外食は、食品の購入ではなくサービスの購入ですから、標準税率(6%)が課されることになります。
- ▶ とは言っても、食品と外食との区分が簡単でない例が多々あります。・・・そこで、カナダでは「すぐの消費に適しているか」という基準を設けています。具体的には、**ドーナツの場合、6個以上ならばその場で食べきれないと見なされてゼロ税率、5個以下ならば標準税率、**という具合です。
- ▶ そのため、ドーナツ屋の前で購入者が集まって、即席の「ドーナツ・クラブ」が作られ、ドーナツを共同購入しているという、本当のようなくそのような話が出回ったほど。

未来の税制？

これからの日本？

	現状
雇用	一社（一雇用主）で働く
所得税	源泉徴収と年末調整
経済取引	B（事業者） to C（消費者）
消費税	課税事業者は納税



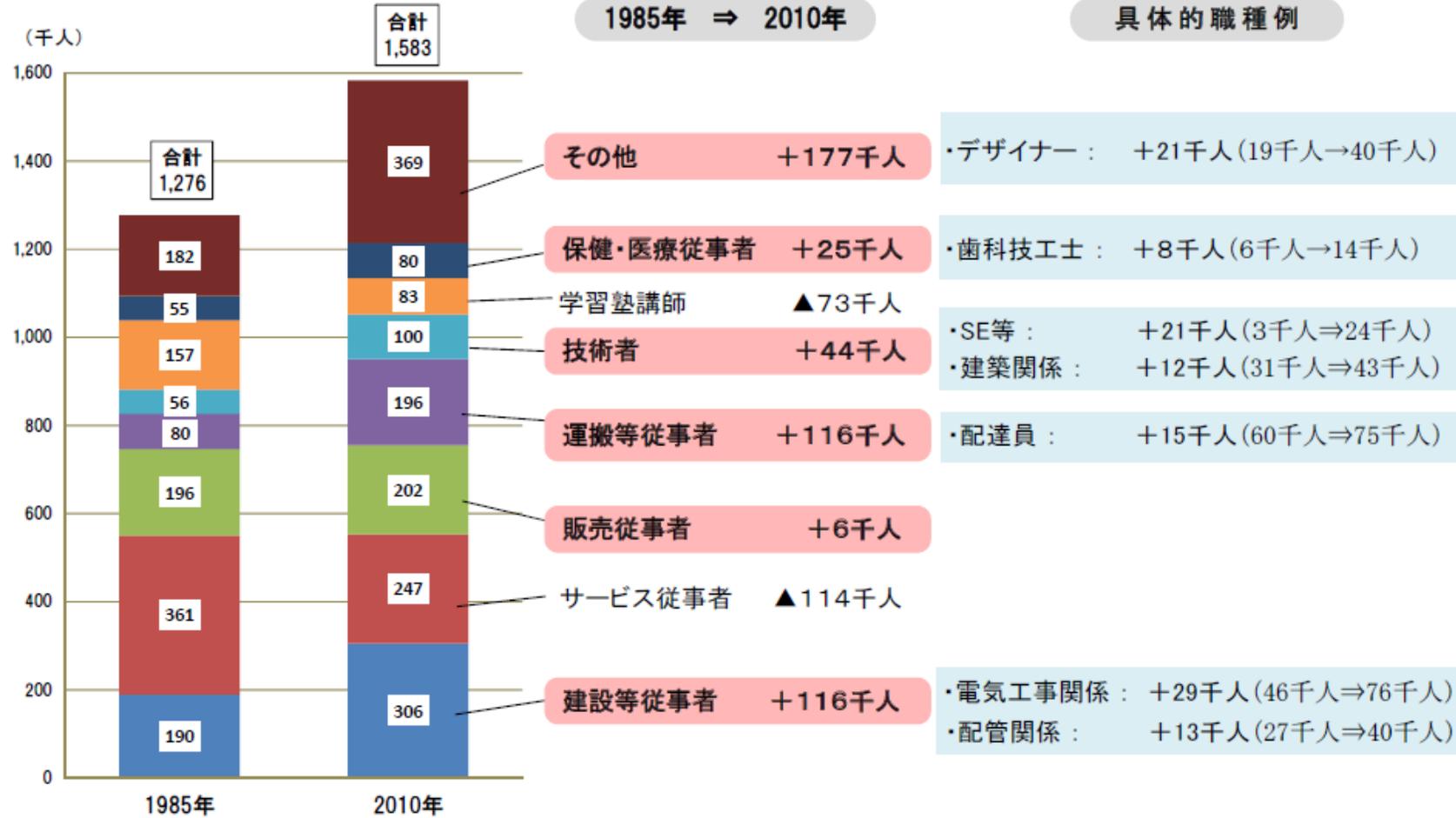
	2035年
雇用	雇用的自営・フリーランス
所得税	個人が確定申告（マイナポータルと記入済み申告書）
経済取引	C（消費者） to C（消費者）
消費税	消費者のリバース・チャージ課税（徴税）ポイント = 個人・家計

課税（徴税）ポイント
= 企業・事業者

雇用の流動化・多様化
経済のデジタル化

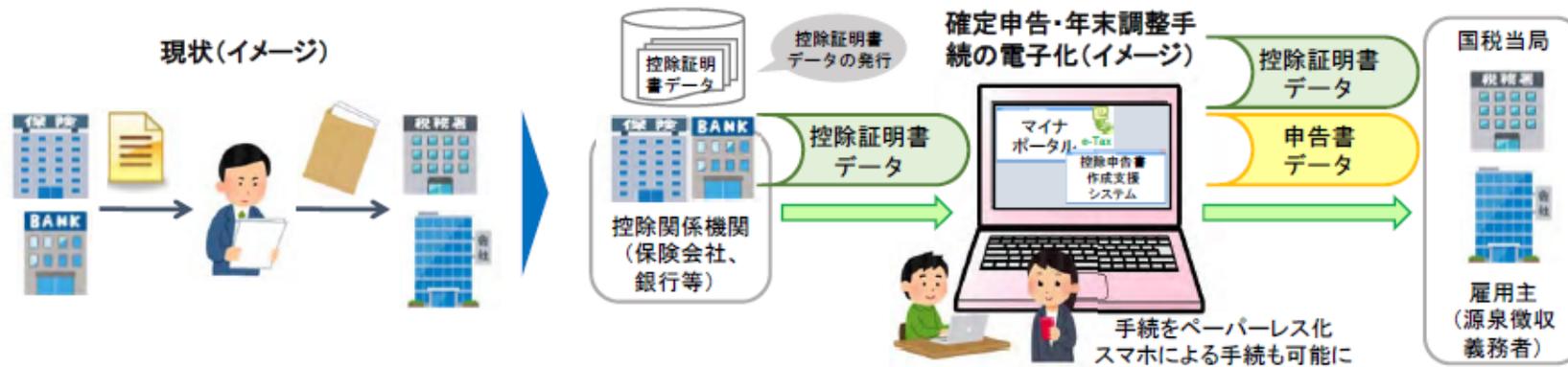
消費者のリバース・チャージ
課税（徴税）ポイント
= 個人・家計

「雇用的自営等」の推移等



(備考) 総務省「国勢調査」より作成。「雇用的自営等」の区分は、山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日 政府税制調査会資料)による。

目標	現状	今後の取組(イメージ)	参考
確定申告・年末調整手続の電子化	<p>納税者(被用者を含む)は、各種控除関係書類を書面で收受し、申告書を作成</p> <p>雇用者(源泉徴収義務者)は、年末調整手続で、書面の申告書等の確認・保管に事務負担を負っている</p>	<p>◎ 保険者の医療費通知データを活用し、簡便に医療費控除申告を行う仕組みを整備。(H30.1) <small>(注)実施可能な医療保険者から段階的に実施</small></p> <p>◎ 年末調整について、控除関係機関(保険会社・銀行等)⇒被用者⇒雇用者という情報の流れを電子化。年末調整手続が基本的にオンラインで完結する仕組みを整備。 <small>(注)実施可能な控除関係機関や雇用者(源泉徴収義務者)から段階的に実施</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者:PCやスマホ等による手続が可能に。 ・雇用者:書面を確認・保管する事務負担が軽減。 <p>☆ 将来的には、マイナポータル等において、必要な情報を一元的に確認し、活用することができる仕組みを検討。</p> <p>☆ マイナポータル等を通じて、納税者個々のニーズにあったカスタマイズ型のタイムリーな情報配信を行う方を検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費控除の申告者数 715万人(27年分) ・年末調整を行った給与所得者 4,348万人(27年分) ※このうち、 生命保険料控除適用 3,123万人 地震保険料控除適用 730万人 住宅ローン控除適用 322万人 ・給与所得の源泉徴収義務者数 354万者(29年6月末)
手続のワンストップ化	税、年金等の手続を個別に実施	☆ マイナポータルにより、国税・地方税・年金等の手続のオンライン・ワンストップ化を推進。	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税確定申告者 2,151万人(27年分) ・国民年金第1号被保険者数 1,668万人(27年)



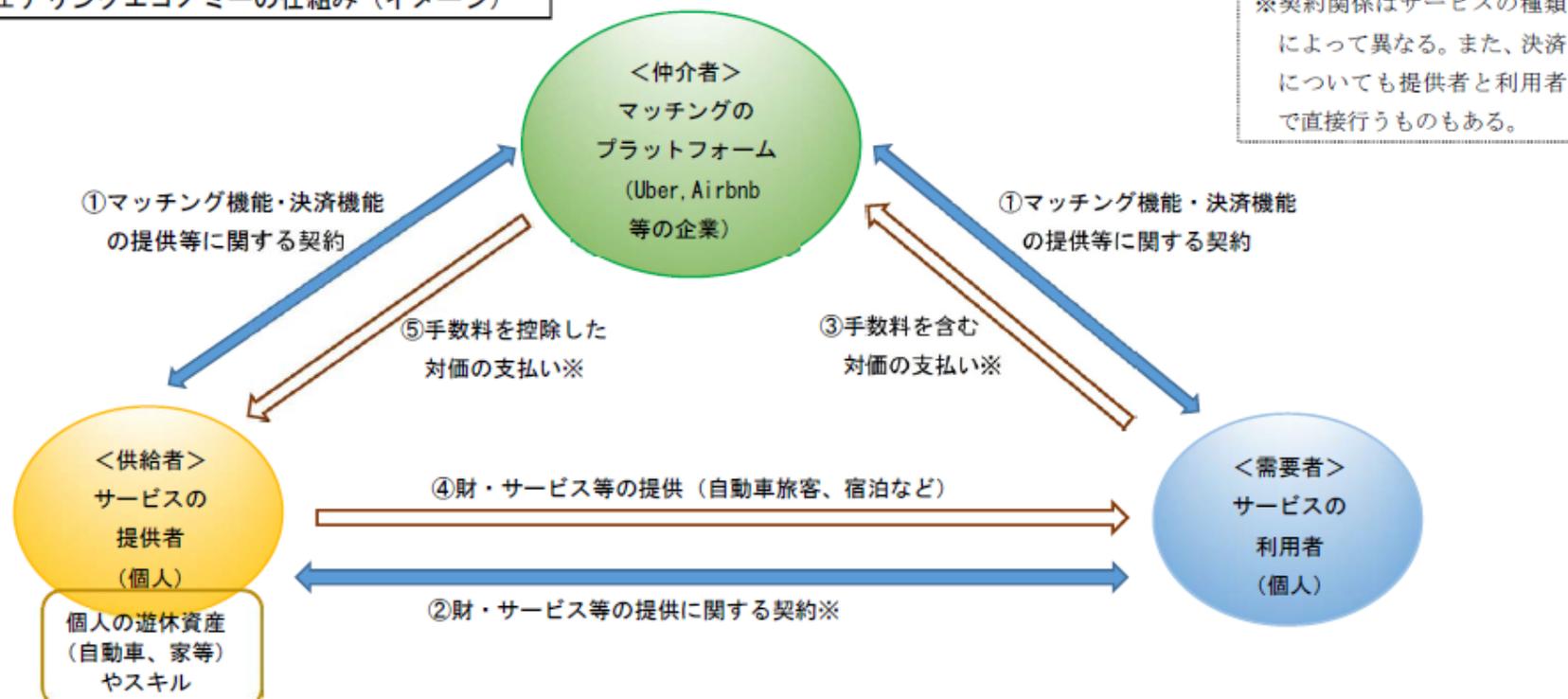
出所：政府税制調査会

シェアリングエコノミーの仕組み

○ 総務省「平成 29 年版情報通信白書」（平成 29 年）では、シェアリングエコノミーを「個人等が保有する活用可能な資産等を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動」と定義。

(注) シェアの対象として、スペース、移動、スキル・時間、モノ、カネ等を想定、シェアの形態も、レンタルから売買までを対象。

シェアリングエコノミーの仕組み（イメージ）



(出典) 内閣府経済社会総合研究所「『シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究』報告書概要」（平成 30 年 7 月）及び各社約款等を基に財務省作成。

経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②
(税務手続の電子化等の推進、個人所得課税の見直し)【平成 29 年 11 月 20 日 政府税制調査会】
(抜粋)

(2-2) 経済社会の ICT 化等を踏まえた所得把握のあり方

経済社会の ICT 化に伴い、前述のとおり、いわゆる「デジタルエコノミー」が発展し、これにより、例えばシェアリングエコノミーのような消費者間 (CtoC) や消費者・事業者間 (CtoB) のオンライン取引が拡大し、インターネットを通じて個別の仕事を請け負う新たな働き方 (いわゆる「ギグエコノミー」) も増え始めている。こうした動きは、新たな成長市場を創出する可能性があり、我が国経済にとって、その成長と発展が望まれることは言うまでもない。他方、ICT 化が進展した経済社会における取引については、一般に、

- ・ 市場参加者の匿名性が高いこと
- ・ 事業者と顧客の 1 対 1 の取引ではなく、ネットワーク上にいる全市場参加者の多数対多数のマッチング市場で行われるものであること
- ・ 商品・サービスの消費者と提供者が、卸売等の仲介事業者を挟まず、直接接触し、取引が行われること

などの特徴を有しているが、従来型の経済取引を前提とした様々な枠組みや制度が、このような新たな取引の実態に十分に追いついていない面があり、市場の健全な発展のためにも適切な対応が求められる。

税制との関係では、デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得をいかに適切に把握するかが論点となるが、当調査会としては、こうした課題について、諸外国においてどのような対応が行われているか調査を行った。

一連の海外調査を通じて、主要国においては、大別して、①一定の者から関連する情報を税務当局に提出させる法定調書の仕組みや、②調査対象者が個別に特定されていない段階でも、一定の条件の下、税務当局が第三者に対し取引情報等の提供を要請する仕組みが整備されていることが確認された。

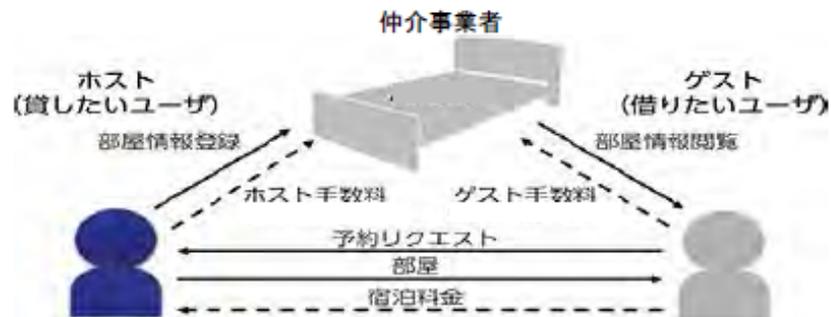
ICT化に伴う経済取引の多様化 (例:シェアリングエコノミー、FinTech分野における決済・送金)

○ シェアリングエコノミー

「シェアリングエコノミー」とは、典型的には個人が保有する遊休資産(スキルのような無形のものも含む)の貸出しを仲介するサービス。

シェアリングエコノミーの例

空き部屋や不動産等の貸借をマッチングするオンラインプラットフォーム



シェアリングエコノミーの市場規模(全世界ベース)

2013年 150億ドル → 2025年(見込み) 3,350億ドル

※ 金融、人材、宿泊施設、自動車、音楽・ビデオ配信の5分野におけるシェアリングを対象

○ FinTech各分野における決済・送金

1. オンライン決済手段提供

企業が提供するアカウント(デジタルウォレット)を通じたオンライン決済業務および決済代行事業で構成

2. オンライン海外送金

主に海外出稼ぎ労働者から本国への仕送りニーズに応えるサービスが中心

3. リアル決済手段提供

モバイルに付属させる dongle でのカード決済サービスのほか、事業者と顧客間のマッチングサービスも含む

4. ビットコイン関連

ビットコインの(法定通貨での)売買、送金等